

インボイス制度（適格請求書等保存方式）の導入延期または中止を求める意見書

消費税制において、2023年10月から仕入税額控除の要件として適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度の導入が予定されています。

同制度が導入された場合、消費税免税事業者はインボイスが発行できないため、課税業者との取引から排除されたり、不当な値下げ圧力等を受けたり、廃業を余儀なくされる懸念があります。また、免税事業者が課税事業者の道を選択すれば、新たな消費税負担を強いられることに加え、発行する請求書の様式変更、システムの入替え、改修など多大な事務、経費の負担が生じることになります。

しかも、新型コロナウイルス感染症はいまだ収束のめどが立っておらず、コロナ禍で多くの中小零細事業者が過剰債務を抱え、経営の立て直しを余儀なくされており、到底、制度導入に向けた準備に取りかかれる状況ではありません。

日本商工会議所や中小企業家同友会全国協議会、日本税理士会連合会、全国商工団体連合会など多くの関係団体も同様の問題点を指摘し、インボイス制度の導入延期・中止を求める声を上げています。

インボイス制度の導入は、中小零細事業者にとって死活問題であり、市内事業者の9割以上が中小企業・小規模企業者で占められている本市にとっても、地域経済の疲弊につながる極めて重大な問題です。

よって、本市議会は、インボイス制度（適格請求書等保存方式）導入の延期または中止を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2022年 6月 日
(日本共産党提出)